

マツダ株式会社に対する勧告について

令和3年3月19日
公正取引委員会

公正取引委員会は、マツダ株式会社（以下「マツダ」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第3項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	3240001036223
名称	マツダ株式会社
本店所在地	広島県安芸郡府中町新地3番1号
代表者	代表取締役 丸本 明
事業の概要	自動車等の製造販売
資本金	2839億5711万2262円

2 違反事実の概要

- (1) マツダは、資本金の額が3億円以下の法人たる事業者に対し、自社が販売する自動車等の原材料たる資材^(注1)の製造を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。

（注1）鋼鉄を棒状やコイル状に加工したもの。ボルト、ナット等の自動車部品に加工される。

- (2) マツダは、次のア及びイの行為により、自己のために経済上の利益を提供させることによって、下請事業者の利益を不当に害していた。提供させた金額は、総額5112万3981円である（下請事業者3名）。

ア マツダは、下請事業者に対し、提供させる金銭の算出根拠及び用途について明確にせず、「手数料」^(注2)として、平成30年11月から令和元年10月までの間、金銭を提供させ、当該金銭に対応する何らの給付又は役務を提供することなく、自社の事業に係る各種取引の支払等に充てていた。

（注2）前記(1)の下請取引とは異なる「管理自給」と呼ばれる、マツダ向けの自動車部品を製造する部品メーカーと当該部品メーカーに資材を納入する下請事業者との間の資材取引に係る取引実績を基に算出されるものである。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所下請課 電話 082-228-1501（代表） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

イ マツダは、下請事業者に対し、前記アの「手数料」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で提供させた際に、振込手数料を支払わせていた。

(3) マツダは、令和3年3月2日、下請事業者に対し、前記(2)の行為により提供させた金額を支払っている。

3 勧告の概要

(1) マツダは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。

ア 前記2(2)の行為が下請法第4条第2項第3号の規定に違反するものであること。

イ 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと。

(2) マツダは、今後、下請法に違反することがないように、次の行為を行うなど社内遵法管理体制の整備のために必要な措置を講じること。

ア 法務担当者による下請法の遵守状況についての定期的な監査

イ 役員及び発注担当者に対する下請法遵守のための定期的な研修

(3) マツダは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

ア 自己のために提供させた金額を下請事業者を支払ったこと。

イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置の内容

(4) マツダは、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。

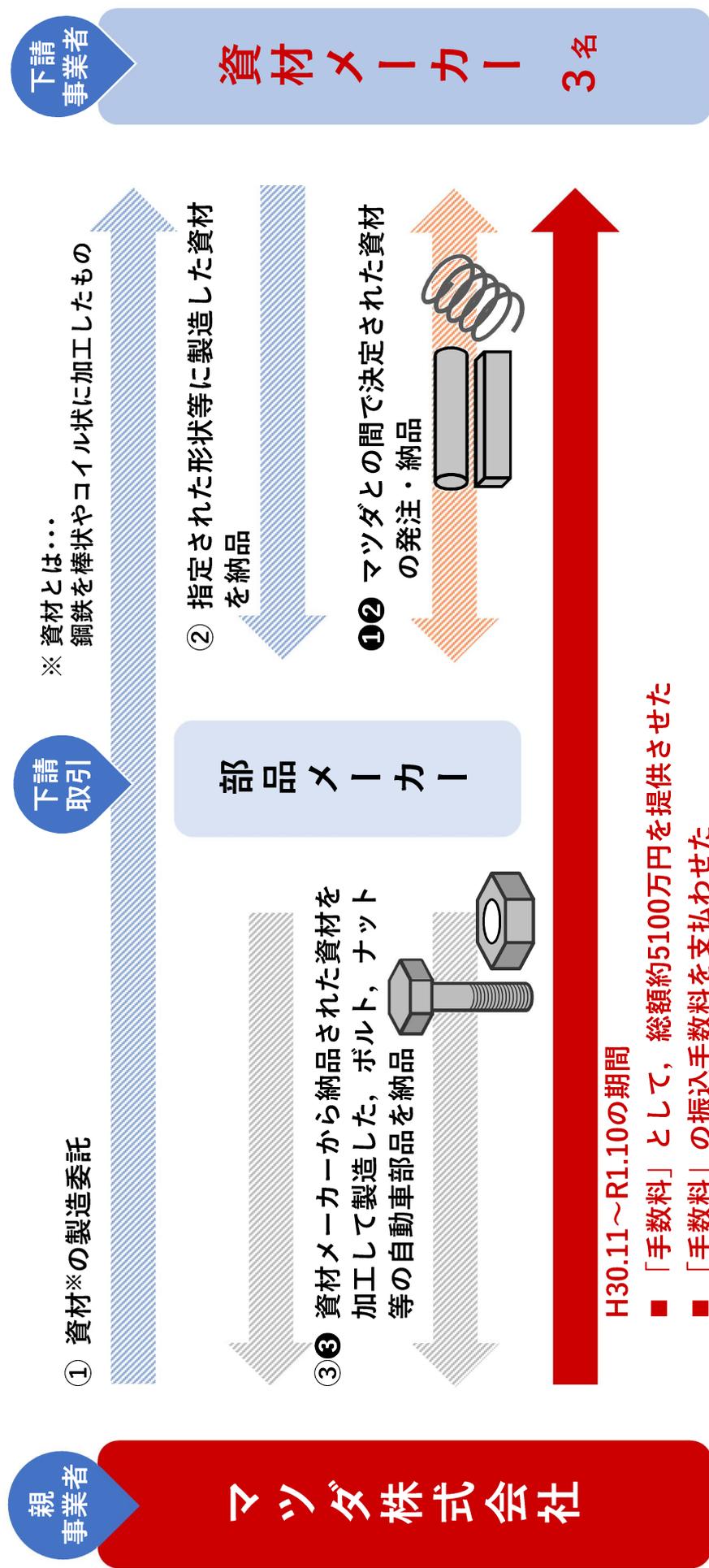
ア 自己のために提供させた金額を下請事業者を支払ったこと。

イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置の内容

(5) マツダは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置について、速やかに公正取引委員会に報告すること。

1 本件の概要

下請取引 (①・②) 違反行為の概要 ■ 「手数料」の算定の基となる「管理自給」取引 (①・②)



公正取引委員会からの勧告の内容

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないことを取締役会の決議で確認すること
- 下請法の社内遵法管理体制を整備すること など

下請法では、親事業者が自己のために、下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより下請事業者の利益を不当に害する行為を「**不当な経済上の利益の提供要請**」として禁止しています。

(注) マツダは、下請事業者に対し、提供させた総額を支払っている。

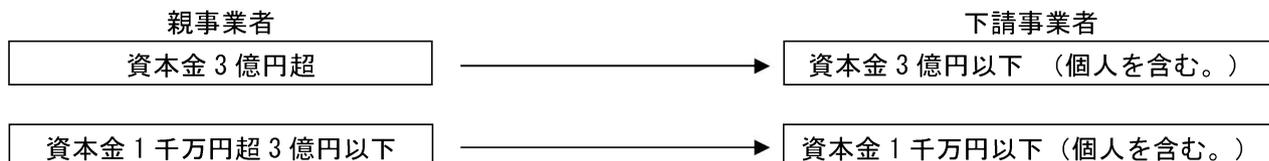
2 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

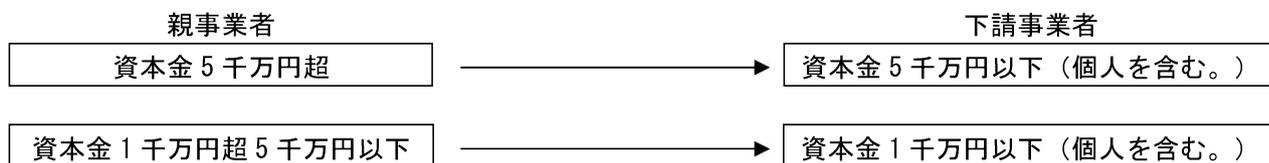
○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送, 物品の倉庫における保管, 情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2, 第3条, 第4条の2, 第5条）及び禁止事項（第4条第1項, 第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (サ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

3 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9, 10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一, 二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 （略）

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。